

中間前払い金制度の導入について

豊橋市では、平成 21 年 3 月 5 日以後に公告、指名通知をした建設工事を対象に、中間前払金制度を導入します。

中間前払金制度とは

中間前払金制度とは、既に前払金を支出した建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、前払保証事業会社の保証を条件に請負金額の 20%を前払金として追加して支出するものをいいます。

中間前払金は、部分払に比べて、手続が簡素化・迅速化され、工事代金の支払いまでの期間が短くなります。

対象となる工事

請負金額が 300 万円以上の建設工事（修繕を含む）が対象となります。

中間前払金の割合

請負代金の 10 分の 2 以内の額とします。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金の 10 分の 6 を超えてはならないものとします。

中間前払金の支払条件

中間前払金は、既に前払金の支払を受けている場合で、次の条件をすべて満たしているときに支払います。

- ① 請負代金の額が 300 万円以上であること
 - ② 部分払いを受けていないこと
 - ③ 工期の 2 分の 1 を経過していること
 - ④ 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき工事が終了していること
 - ⑤ 工事の進捗率が、契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当していること
- ※ 前金払と同様に、前払保証事業会社の保証（中間前払金保証）が必要です。

中間前払金の申請方法

ア 中間前払金認定申請書（様式第 1）、作業状況を色塗りした工程表及び工事履行報

告書（様式第2）を工事担当課に提出してください。

イ 工事担当課は、支払い条件の①から⑤の要件すべてに該当するものであるか否かを審査し、妥当と認めた場合は原則として7日以内に中間前払金認定調書（様式第3）を交付します。

なお、出来高の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提示等を求めることがあります。

問合せ先：豊橋市役所契約検査課(電話 0532-51-2155)

中間前払金認定申請書

平成 年 月 日

豊橋市長 様

受注者 住所

氏名

印

下記工事について、中間前払金の支払いを請求したいので、認定してください。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契約締結年月日	年 月 日
請 負 金 額	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
進 捗 状 況	請負金額の パーセント
(年 月 日 現在)	全工程の パーセント

工事履行報告書

平成 年 月 日

豊橋市長 様

受注者 住所
氏名

印

下記出来高に相違ありません。

記

工事名	〇〇〇〇工事		
工事場所	豊橋市〇〇町地内		
工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 % () は予定工程との差	備考
平成〇年4月	0.0	0.0 (0.0)	
5月	0.0	0.0 (0.0)	
6月	2.3	0.8 (1.5)	
7月	4.8	4.6 (0.2)	
8月	11.3	8.2 (3.1)	
9月	18.1	15.1 (3.0)	
10月	27.6	32.5 (+4.9)	
11月	37.0	66.9 (+29.9)	>50%
12月	55.8		
1月	76.8		
月	98.2		
月	100.0		
(その他記載欄)			

中間前払金認定調書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
請 負 金 額	
摘 要	<p>上記の工事については、中間前払金の支払いをすることができる要件を具備していることを認定します。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住所 氏名 様</p> <p>豊橋市長 印</p>